

公益法人等が普通法人に移行する場合等の累積所得金額又は累積欠損金額の益金又は損金算入等に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十四(六) 平二二一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 公益認定の取消しにより普通法人に該当することとなった場合等の累積所得金額又は累積欠損金額の益金又は損金算入に関する明細書

移行日又は適格合併の日	1	・	簿価純資産価額 (2) - ((3) + (4))	5	円
資産の帳簿価額	2		公益目的取得財産残額	6	
負債の帳簿価額	3		累積所得金額の益金算入額 (5) - (6) (マイナスの場合は0)	7	
利益積立金額	4		累積欠損金額の損金算入額 (6) - (5) (マイナスの場合は0)	8	

II 移行法人が普通法人に該当することとなった場合等の累積所得金額又は累積欠損金額の益金又は損金算入等に関する明細書

移行日又は適格合併の日	9	・	翌 期 繰 越 調 整 公 益 目 的 財 産 残 額 の 計 算	当初調整公益目的財産残額又は 期首調整公益目的財産残額 (20)又は(前期の(35))	23	円	
資産の帳簿価額	10			当期における公益目的支出の額	24		
負債の帳簿価額	11			同上のうち損金不算入額	25		
利益積立金額	12			過年度において損金不算入とされた 公益目的支出の額のうち当期認容額	26		
簿価純資産価額 (10) - ((11) + (12))	13			調整後の当期公益目的支出の額 (24) - (25) + (26)	27		
当初調整公益目的 財産残額の計算	修正公益目的 財産残額	14		公益目的	当期における実施事業収入の額	28	
	公益目的収支差額の収入 超過額	15		目	同上のうち益金不算入額	29	
	時価評価損の額	16		的	過年度において益金不算入とされた 実施事業収入の額のうち当期加算額	30	
	時価評価益の額	17		財	調整後の当期実施事業収入の額 (28) - (29) + (30)	31	
	修正公益目的財産残額 (14) + (15) + (16) - (17) (マイナスの場合は0)	18		産	差引 (27) - (31) (マイナスの場合は0)	32	
	簿価純資産価額 (13) (マイナスの場合は0)	19		残	当期における損金不算入額 (23)と(32)のうち少ない金額)	33	
累積所得金額の益金算入額 (13) - (20) (マイナスの場合は0)	21	額		当期における益金不算入額 (31) - (27) (マイナスの場合は0)	34		
累積欠損金額の損金算入額 (20) - (13) (マイナスの場合は0)	22	の		期末調整公益目的財産残額 (23) - (24) + (28) (マイナスの場合は0)	35		
			計				
			算				

別表十四（六）の記載の仕方

1 公益認定の取消しにより普通法人に該当することとなった場合等の累積所得金額又は累積欠損金額の益金又は損金算入に関する明細書

(1) この明細書は、法人が法第64条の4（公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算）の規定の適用を受ける場合（令131条の5第1項第1号又は第2号（累積所得金額から控除する金額等の計算）に掲げる場合に該当する場合に限ります。）又は法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（法第64条の4の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合（令131条の5第1項第1号又は第2号に掲げる場合に該当する場合に限ります。）に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

(2) 「公益目的取得財産残額 6」は、法人の移行日又は適格合併の直前における公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第30条第2項（公益認定の取消し等に伴う贈与）に規定する公益目的取得財産残額に相当する金額を記載します。

2 移行法人が普通法人に該当することとなった場合等の累積所得金額又は累積欠損金額の益金又は損金算入等に関する明細書

(1) この明細書は、法人が法第64条の4の規定の適用を受ける場合（令131条の5第1項第3号又は第4号に掲げる場合に該当する場合に限り、その事業年度開始の日において同条第7項に規定する調整公益目的財産残額を有する場合を含みます。）又は法第81条の3第1項（法第64条の4の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合（令131条の5第1項第3号又は第4号に掲げる場合に該当する場合に限り、その連結事業年度開始の日において同条第7項に規定する調整公益目的財産残額を有する場合を含みます。）に記載します。

(2) 「公益目的財産残額 14」は、法人の移行日又は適格合併の直前における一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」といいます。）第119

条第2項第2号（公益目的支出計画の作成）に規定する公益目的財産残額を記載します。

(3) 「公益目的収支差額の収入超過額 15」は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（以下「整備府令」といいます。）第23条第2項（公益目的財産残額）に規定する公益目的収支差額が、零に満たない場合のその満たない部分の金額を記載します。

(4) 「時価評価損の額 16」は、整備府令第14条第1項第2号（公益目的財産額）に掲げる金額（既に有していない同項第1号に規定する時価評価資産に係る部分の金額を除きます。）を記載します。

なお、時価評価資産とは、次のものをいいます。

イ 土地又は土地の上に存する権利

ロ 有価証券

ハ 書画、骨とう、生物その他の資産のうち整備府令第14条第1項に規定する算定日における帳簿価額と時価との差額が著しく多額である資産

(5) 「時価評価益の額 17」は、整備府令第14条第1項第1号に掲げる金額（既に有していない同号に規定する時価評価資産に係る部分の金額を除きます。）を記載します。

(6) 「当初調整公益目的財産残額又は
当初調整公益目的財産残額 23 は、
（20）又は（前期の(35)）」

その事業年度又は連結事業年度に行った合併に基因してその合併に係る被合併法人が有していた令131条の5第7項に規定する調整公益目的財産残額がその法人のその合併の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日において有する同項に規定する調整公益目的財産残額とみなされる場合には、その調整公益目的財産残額を含めて記載します。

(7) 「当期における公益目的支出の額 24」は、当期において公益の目的のために支出した額（整備法第119条第2項第1号に掲げる支出の額をいい、以下「公益目的支出の額」といいます。）を記載します。

(8) 「当期における実施事業収入の額 28」は、当期において整備法第119条第2項第2号の規定により同号に規定する公益目的財産残額の計算上、公益目的支出の額から控除される収入の額を記載します。